

海津市社会福祉施設整備補助金等申請要領

平成26年7月

海津市健康福祉部

海津市社会福祉施設整備補助金等申請要領

	頁
第1 社会福祉施設等施設整備費補助金交付対象法人選定基準	
1. 総則	1
2. 法人の運営状況	1
第2 補助金協議書の申請手続	
1. 施設整備に係る法人の準備	2
(1) 社会福祉施設等施設整備費補助金協議書の提出	2
(2) 財源の確保	2
(3) 自己資金等の挙証資料の提出	3
(4) 第三者による評価	3
(5) 施設整備計画の調整	4
(6) 施設整備計画調整の挙証資料提出	4
(7) 変更届の提出	4
(8) 一体審査	5
第3 市社会福祉施設等施設整備費補助金交付対象法人選定審査手続	
1. 法人の運営状況の審査	5
2. 施設建設予定地確認調査	5
3. 財源計画の確認調査	5
4. 寄附予定者との面接	5
5. 寄附履確実性の確認調査	6
6. 補助対象事業の審査	6
7. 補助金交付対象法人選定審査	6
(1) 担当課補助金等交付対象施設審査	6
(2) 認可担当課による再審査	6
(3) 海津市社会福祉法人設立等認可及び補助金等交付対象施設審査	6
8. 補助金の内示等	6
第4 補助対象事業内示等後の法人の報告	
1. 法人の財産移転	6
2. 会計責任者及び出納担当者の選任	7
3. 設計審査結果報告書の提出	7
4. 運用財産報告書等の提出	7
5. 工事に関すること	7
(1) 市の公共工事に準じた契約	7
(2) 入札に関する留意事項	7
(3) 建設工事に関する契約に係る報告等	8

(4) 工事監理業務の取扱い	8
(5) 計画外工事の事前協議	9
(6) 基礎工事完了時点及び完了時点の届出	9
(7) 工事写真の提出	9
(8) 中間、完了検査の実施	9
(9) 補助金交付前の特別監査	9
(10) 履行確認検査の実施	9
6. 義務が履行されない場合等の措置	9
第5 施設の設置認可等	9
第6 工事請負費の支払	9
第7 その他	10

第 1 社会福祉施設等施設整備費補助金交付対象法人選定基準

1. 総則

市から社会福祉施設等施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて社会福祉施設の整備を行う社会福祉法人（以下「既設法人」という。）及び社会福祉法人設立を予定している者（以下「新設法人」といい、「既設法人」と「新設法人」をあわせて以下「法人」という。）の補助金の申請等についてはこの要領によるものとする。

2. 法人の運営状況

（既設法人の場合）

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第4項に該当する役員を有しないこと。

イ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第2618号厚生省社会・援護局長、老発第794号厚生省老人保健福祉局長、児発第908号厚生省児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社援企第35号厚生省社会・援護局企画課長、老計第52号厚生省老人保健福祉局計画課長、児企第33号厚生省児童家庭局企画課長連名通知）の規定に違背しないこと。

ウ 法人監査（法第56条第1項）、施設監査（法第70条、老人福祉法第18条、児童福祉法第46条第1項等）、介護保険実地指導等（介護保険法（平成9年法律第123号）第24条等）、指定障害福祉サービス事業者等指導監査（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号 以下「障害者総合支援法」という。）第48条）等において、過去に法令違反などの重大な違反がなく、また複数年にわたって指摘されながら是正される見込みのない事項が存在しないこと。

（新設法人の場合）

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第4項に該当する役員を有しないこと。

イ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第2618号厚生省社会・援護局長、老発第794号厚生省老人保健福祉局長、児発第908号厚生省児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社援企第35号厚生省社会・援護局企画課長、老計第52号厚生省老人保健福祉局計画課長、児企第33号厚生省児童家庭局企画課長連名通知）の規定に違背しないこと。

ウ 市における法人設立認可に係る審査が終了している又は終了見込であること。

第 2 補助金協議書の申請手続

1. 施設整備に係る法人の準備

(1) 社会福祉施設等施設整備費補助金協議書の提出

法人は、市が指示する期限までに社会福祉施設等施設整備費補助金協議書（以下「補助金協議書」という。）を提出する。その際には、既設法人にあつては、事業実施することを決議した理事会・評議員会（評議員会については設置している場合のみ）の議事録を、新設法人にあつては事業実施することを決議した設立準備委員会等の議事録を添付すること。

(2) 財源の確保

ア 法人は、運用財産の財源を確保する。

イ 運用財産は以下の各号に掲げる建設資金、運転資金及び開業資金からなる。

① 建設資金

建設資金は、施設整備（設計監理を含む。）、設備整備及び土地取得に必要な資金をいう。

② 運転資金

運転資金は、施設開設後収入が安定するまでに必要な資金をいう。

③ 開業資金

開業資金は、施設開設までに必要な資金をいう。

ウ 財源は、国、県、市及び民間公益補助事業者等からの補助金等、独立行政法人福祉医療機構及び協調融資機関等からの融資、法人内部留保金（法人預貯金から既存施設等の運転資金年度事業活動支出額の1/12相当額）及び借入金がある場合は1カ月分の返済額を除いた金額。ただし、新設法人を除く）並びに寄附金とする。

エ 自己資金は、財源から国、県、市及び民間公益補助事業者等からの補助金等を差し引いた額とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構が制度的補助金でないと認めたものを除く。

オ 借入を原資とする寄附及び財源が明らかでない寄附はこれを認めない。

なお、有価証券又は土地等を寄附財源とする場合は、市が指定する日までに換金しなければならない。

カ 自己資金のうち融資でまかなう場合の借入先は、原則として独立行政法人福祉医療機構及び協調融資機関以外は認めない。協調融資機関以外の金融機関から借入を受けようとする場合は、その必要性、妥当性及び適法性に問題がないことを個別審査するため、理由書、借入内容及び借入条件等の説明資料を市へ提出すること。

キ 事業費における借入金の合計額は、建設資金より法的、制度的補助金（国庫補助金、県補助金、市補助金及び民間公益補助金等）を控除した金額の10分の8を上限とする。

ク 運転資金及び開業資金については借入を認めない。

ケ 運転資金は年間事業費の12分の1以上（介護保険事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び障害者支援施設（以下「障害福祉サービス事業等」という。）を行う場合は12分の2.5以上）に相当する額を確保しなければならない。

コ 前号に掲げる年間事業費は、開業後3年度目（事業開始が年度途中の場合は4年度目を開業後3年度目とみなす。）の事業活動収入ベースであること。

サ 法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日付け雇児発0727第1号他厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知）」に掲げる資金収支計算書（第1号の4様式）により、整備の属する会計年度及び次の3カ年度分に係る収支予算書を作成し、提出すること。

(3) 自己資金等の挙証資料の提出

法人は、(1)の補助金協議書の提出時に、自己資金が寄附者からの寄附による場合は、その寄附財源が寄附者に帰属することを証明する次の各号に掲げる書類（証明書にあっては原本に限る）を添附して「資産・負債申立書」（別記様式2号）を市へ提出すること。

ア 寄附者の全ての財産が寄附者に確実に帰属することを証明する書類

- ① 市が任意に指示する複数の時点の預金残高証明書、有価証券残高証明書
- ② 所得証明書又は納税（国、県、市町村）証明書並びに法人が寄附する場合は決算書等
- ③ 不動産登記事項証明書
- ④ 固定資産証明書（固定資産が無い場合は無資産証明書）

イ 寄附者毎の寄附申込書、贈与契約書及び印鑑登録証明書

ウ 寄附者の行為能力等に関する書類

（個人の場合）身分証明書

（法人の場合）定款、寄附行為その他の基本約款及びこれらに定める手続きを経たことを証明する書類

エ 融資残高証明書（預金残高証明書と同一日付のもの）

- ① 不動産登記事項証明書に記載される抵当権等設定者からの借入額を証明する融資残高証明書
- ② 預金残高証明書を発行する金融機関の融資残高証明書（融資額0円を含む）
- ③ その他の融資残高証明書

オ 寄附財源等を明らかにするために市が提出を指示した書類等

- ① 預貯金通帳の写し（市において現物を確認した上で、寄附者の同意を得て、その写しの提出を指示する場合がある。）
- ② その他寄附財源等を明らかにするために市が提出を指示した書類

(4) 第三者による評価

市は第三者に委託して寄附財源及び寄附者の寄附履行能力確認のため必要な事項について審査させることができる。

(5) 施設整備計画の調整

法人は、施設建設予定地の選定、施設種別、定員、施設の構造等施設整備計画を策定する場合は、事前に県計画との整合性を確認するとともに、市（介護保険者を含む。）等との協議を行うこと。

ア 県及び市の各種福祉計画との整合性がとれた事業計画であること。

イ 市に施設整備計画（施設概要、財源に関すること）を提出し、十分に調整すること。（障害福祉サービス事業等を実施する施設等については、市が定める障害者計画、障害福祉計画（以下「市障害者福祉計画等」という）とも十分に整合性を図ること。）。

ウ 老人福祉施設については、施設への入所希望者の状況等を踏まえ、施設整備の必要性を広域的観点から検討されたものであること。

エ 地元区長又は自治会長等の協力を得て、地元説明会を開催すること。

オ 整備する施設の場所を各施設種別の目的に則した立地条件を考慮して選定すること。

カ 土地利用規制（各関係法令許認可）については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、国有財産法、消防法、砂防法その他の法律について該当の有無を確認し、該当ある時は必要な許認可等を得ること。

(6) 施設整備計画調整の挙証資料提出

法人は、（１）の補助金協議書の提出時に、各関係機関との調整結果を証明する次の各号に掲げる書類を市に提出すること。

ア 利害関係者同意書

地元自治会、排水路の水利権者その他施設建設等に係る利害関係者からの同意書。

イ 土地に関する証明書等

① 国又は地方公共団体から土地の貸与又は譲与を受けて施設を設置する場合は、その長が発行する貸与又は譲与の用意があることを証する書類。

② 国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて施設を設置する場合は、補助金の内示又は交付決定（新設法人の場合は、法人の設立を含む。以下「内示等」という。）を停止条件として地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する旨の契約書、確約書等の写し。

③ 土地の寄附を受ける場合又は購入する場合については、補助金の内示等を停止条件として土地の寄附を受ける旨又は売買する旨の契約書、確約書等の写し。

④ 施設を設置する土地に係る法規制を所管している官公署が発行する書類。

(7) 変更届の提出

法人は、補助金協議書提出から補助金の内示等までの間に補助金協議書の内容を変更したときは、その都度市へ変更届を提出する。なお、法人内部留保金の変更、寄附者の変更、筆頭寄付者の変更、寄附金と法人内部留保金との総額の2分の1を超える寄付額の変更、土地取得予定地等の変更その他市が必要と認める場合は、事前に市に協議のうえ、改めて補助金協議書を提出しなければならない。

(8) 一体審査

法人は、協議に係る整備計画と並行して別の整備計画を有している場合は、当該事業に係る資金計画及び自己資金等の挙証資料を提出しなければならない。

第 3 社会福祉施設等施設整備費補助金交付対象法人審査手続

1. 法人の運営状況等の審査

(既設法人の場合)

(1) 市施設整備担当課（以下「担当課」という。）は、法人の過去5年間の法人監査（法第56条第1項）の結果、施設監査（法第70条、老人福祉法第18条、児童福祉法第46条等）の結果、介護保険実地指導等（介護保険法第24条等）の結果、指定障害福祉サービス事業者等指導監査（障害者総合支援法第48条）の結果等を徴するなどして、過去に法令、省令違反などの重大な違反をしていないこと、複数年にわたって指摘されながら是正される見込みのない事項が存在しないこと等を確認する。

(2) 海津市社会福祉法人設立等認可及び補助金等交付対象施設審査を所管する課（以下「認可担当課」という。）は、既設法人（海津市が所轄庁となる法人に限る。）を対象に、法人監査（法第56条第1項）を実施する。但し、直近（概ね6ヶ月以内）に実施された法人監査の結果、特に大きな問題がないと判断される場合は、実施しないこととすることができる。

(新設法人の場合)

(3) 担当課は、新設法人及び認可担当課に対し法人設立認可に係る申請内容、審査状況について確認を行うものとする。

また必要に応じ、新設法人に対し認可担当課へ提出した資料の写しの提出を求めるものとする。

2. 施設建設予定地確認調査

担当課は、理事、法人担当者、設立代表者、設立事務担当者、土地所有者及び市担当部課長立会いのもと、施設建設予定地を現地確認する。

なお、改修工事については、市担当部課長等の立会いを求めないことができる。

3. 財源計画の確認調査

担当課は、法人から提出された証明書類及び補助金協議書に添付された証明書類を審査する。

特に、既設法人の場合は法人の過去3年間の財務諸表、付属明細書、財産目録及び直近月の会計書類（決算見込書、月次試算表、預金残高証明書、通帳の写し等）により、財源確保の確実性を審査する。

4. 寄附予定者との面接

担当課は、施設用地又は100万円以上の寄附予定者と面接し、財源及び寄附の意思その他、法人選定審査に必要な事項等について聴取する。なお、被面接者は担当課が作成した面接記録内容に間違いがないかを確認し、当該面接記録に署名する。

5. 寄附履行確実性の確認調査

担当課は、寄附予定者が法人の場合は概ね純資産5億円未満かつ直近年度の税引き前利益3億円未満のものについて、必要に応じ、財務諸表について中小企業診断士資格を有する者等に調査確認を依頼するものとする。

6. 補助対象事業の審査

担当課は次の各号について審査する。

- (1) 各社会福祉施設等について法令等で定める人員、設備及び運営に関する基準の充足。
- (2) 建設予定地の適否（立地条件、権利関係、土地に係る各種法的規制の充足）
- (3) 事業主体の適否
- (4) 整備資金及び運営資金積算内訳の適否
- (5) その他必要な事項

7. 補助金交付対象法人審査

- (1) 担当課補助金等交付対象施設審査

担当課は、補助金交付の補助金等交付対象施設の審査を行い、組織的に補助対象事業採択の適否を審査する。

ただし、新設法人については、認可担当課における法人設立認可に係る審査が終了している又は終了見込であることを確認した後、審査を行うものとする。

- (2) 認可担当課による再審査

認可担当課は、法及び関係通知等に則して再審査する。

- (3) 海津市社会福祉法人設立等認可及び補助金等交付対象施設審査

担当課は、補助対象事業の審査、認可担当課による再審査及び県の審査を総合的に判断し、補助金の交付を行う法人の審査を行う。

8. 補助金の内示等

担当課は、県補助金の内示を受け市補助金の内示等を行う。

第4 補助対象事業内示等後の法人の報告

1. 法人の財産移転

法人は、補助金の内示等を受けたときは、1週間以内（新設法人については、法人設立認可後2週間以内に法人設立登記を行い、登記完了後1週間以内）に贈与財産の移転を受け、かつ、その移転を終了した後1週間以内にこれを証明する書類を添えて財産（資金）移転完了届（別記様式3号）により市へ報告しなければならない。

なお、上記手続が完了しない場合、工事入札公告を認めない。

但し、岐阜県共同募金会の受配者指定寄附制度を利用する場合はこの限りではないが、寄附の履行までの間、4.（1）により運用財産報告書にその旨を記載し報告するとともに、入札・契約後30日以内に指定寄附申請を行うとともに、共同募金会から「指定寄附申請受理書」の交付を受け、その写しを速やかに市に提出するものとする。

2. 会計責任者及び出納責任者の選任

法人は、補助金の内示等を受けたときは、遅滞なく当該事業の会計責任者及び出納責任者を選任し、1週間以内に選任したことを証する書面を添えて（別記様式4号）により市へ報告すること。

3. 設計審査結果報告書の提出

法人が、実施設計について、市が適当と認める第三者専門機関の審査に付した場合、当該機関が作成する設計審査報告書を市の求めに応じて、提出するものとする。

4. 運用財産報告書等の提出

(1) 法人は、整備する施設経理区分において収支計算を行うとともに、財産を建設資金、運転資金、開業資金ごとに区分し、預金口座を分けて管理しなければならない。（※既設法人が整備に充当する財産のうち法人内部留保金は、内示等後1週間以内に上記預金口座に入金し、それぞれ別に管理しなければならない。）

なお、建設資金及び運転資金は他の資金に流用してはならない。ただし、建設資金について、入札差金（借入金相当分を除く）が生じた場合は、その範囲内で、市の事前承認を得たうえで、建設資金の流用を認める。

また、開業資金は、原則として他の資金への流用を認めない。

(2) 建設に係る支出は、債権者の預金口座への振込によるものとし、現金支出は認めない。

(3) 法人は毎月15日までに前月（分）の運用財産報告書（別記様式5号）及び支払証拠書類、支払済資金一覧表、支払計画書、建設資金口座通帳の写しその他市が指示した書類を提出しなければならない。この場合、運用財産報告書等の提出は建設資金、運転資金、開業資金ごとに、資金移動のない場合も含めて提出しなければならない。なお、運用財産報告書は、法人監事の審査を受けた上で内容が適正である旨の法人監事の報告を添付して提出しなければならない。

5. 工事に関すること

(1) 市の公共工事に準じた契約

建設工事に関する契約については、法人の定款及び経理規程等に定めるところに従うとともに、市の公共工事における契約手続に準じた取扱いをすることとする。ただし、この基準によりがたい特別の事情がある場合は、各種法令等の範囲内で、その理由及び契約事務の公正性及び妥当性が十分に担保できる他の方法について理事会において十分審議し、議決を経るものとしその記録を詳細に残した場合に限り、その方法を採用することができる。

なお、評議員会を置く場合は評議員会の議決も経るものとする。

また、一般競争入札の公告については、新聞等（日刊建設工業新聞、日刊建設通信新聞、日刊建設産業新聞、建通新聞等）において公表するものとする。

(2) 入札に関する留意事項

ア 法人は、法人の役員又はこれらの者の親族等（役員の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令第25条の17第3項1号の規定による特殊の関係があ

る者)が役員に就任している業者など法人と特別な利害関係を有する者(以下「特別な利害関係者」という。)が入札に参加する場合は、入札の透明性及び公正性を確保する観点から、当該者について厳正に審査を行うこと。

イ 法人は、入札に監事及び複数の理事(理事長を除く。)又は評議員(特別な利害関係者を除く。)を立ち会わせること。この場合、市に対し、職員の立会いを求めることも適当であること。

(3) 建設工事に関する契約に係る報告等

ア 法人は、設計監理業者の建築士事務所登録証明書を提出する。

(ア) 基本設計にかかる証明書は補助金協議書に添付すること。

(イ) 実施設計及び工事監理にかかる証明書は契約締結後速やかに提出すること。

イ 法人は、建設工事請負契約に関し、一般競争入札を行う場合は、入札公告前に入札参加資格要件、入札公告文案及び確定した設計金額を市に届出・報告し、公告後は、公表紙面の写しを提出する。

また、指名競争入札を行う場合は、指名通知前に「指名競争入札選定業者選定書」(別記様式6号)を提出するとともに、入札参加資格要件、選定業者及び入札通知文案並びに建設工事に係る確定した設計金額を届出・報告する。

ウ 法人は、入札が適正に行われた場合は、立会人全員の署名とともに、入札執行一覧表(別記様式7号)により入札結果(入札参加業者名、入札金額及び落札金額)を市に届け出る。

エ 市及び法人は、契約締結の日から起算して1年を経過する日又は補助事業を完了した年度の末日のいずれか遅い日までの間、入札結果を閲覧の方法等で公開する。

オ 法人は、契約締結後速やかに、市へ建設工事契約の内容を報告する。

カ 法人は、建設請負業者が工事の一部を下請業者に行わせる場合には、下請業者選任届により下請業者の商号又は名称その他必要な事項を報告する。

キ 法人は、工事の着工後速やかに工事着工報告書(別記様式8号)を市に提出する。

(4) 工事監理業務の取扱い

ア 法人は、設計書に基づいた現場監理業務を実施する。但し、設計書を作成する必要性の乏しいと判断される小規模な改修及び維持修繕等は対象としないものとする。

イ 法人は、設計変更を行う場合について市の公共工事における取扱いを参考に、変更指示書、工事監理者承諾書、変更箇所項目図及び変更工事内訳書その他設計変更の詳細がわかる書類を整備する。

ウ 法人は、施設の規模、構造、間取り等重要な変更を行おうとする場合は、設計監理会社が作成する理由書に、理事会議事録、補正予算書及び財源内訳書を添付した計画外工事前協議書を提出しなければならない。市は、協議書の書面及び法人からの聴き取りにより、工事の必要性及び財源等について調査し、これを認めるかどうか決定する。

(5) 計画外工事の事前協議

ア 法人は計画外の工事が必要になった場合は、設計監理会社による理由書に理事会議事録、補正予算書及び財源内訳書を添付した計画外工事前協議書を提出しなければならない。

イ 市は計画外工事前協議書及び法人からの聴き取り等により、工事の必要性及び財源等について調査し、これを認めるかどうかを決定する。

ウ 計画外工事に係る建設資金として寄附金が予定されている場合は、市は第2 1.(3)～(5)及び第3 5.に定めるところにより、寄附履行の確実性について審査を行う。

(6) 基礎工事完了時点及び完了時点の届出

法人は、事業計画表に添付して提出した工程表の出来高が20～30%となった時点(以下「基礎工事完了時点」という。)及び完了時に、それぞれ工事中間届(別記様式9号)及び工事完了届を(別記様式10号)市へ提出する。

(7) 工事写真の提出

法人は、中間・完了検査で目視により確認できない隠蔽部分を含め、基礎等の工事写真を市へ提出する。

(8) 中間、完了検査の実施

市は、基礎工事完了時点及び完了時点において、計画に従った建設の進捗状況を技術的及び事務的見地から現地で確認する。ただし、小規模改修工事にかかる中間検査については、書面(要工事写真添付)によることができるものとする。

(9) 補助金交付前の特別監査

市は、補助金の交付前に特別監査(法第56条第1項)を実施する(海津市が所轄庁となる法人に限る。)

(10) 履行確認検査の実施

市は、補助金の交付後に現地検査を実施し、補助事業に係る資金収支が計画どおり行われているかを確認する。

6. 義務が履行されない場合等の措置

法人が義務を履行しない、虚偽の報告を行う、又は正当な理由がないのに市の指示に従わないなどの場合は、事業を遂行すべきこと、事業の一時停止又は是正措置を命ずる他、法令の規定に従い必要な措置を行う。

第5 施設の設置認可等

法人は、実施する施設種別ごとに設置認可申請書又は施設設置届を市等に提出する。また、法人は、施設の設置認可を受けた後、事業を開始したときは事業開始届を市等に提出する。

第6 工事請負費の支払い

法人は、補助金受入後、速やかに工事請負費等の支払を行わなければならない。

第 7 その他

この要領に定めのない事項については「岐阜県社会福祉施設整備補助金等申請要領」等岐阜県の定める関連要領等によるものとする。

附則

この要領は、平成26年7月10日から施行する。

但し、第2 1. (2) キについて、「10分の8」は「10分の9」に読み替える。

